

令和2年第1回

おいらせ町議会定例会

会議録第1号

おいらせ町議会 令和2年第1回定例会記録

おいらせ町議会 令和2年第1回定例会記録				
招集年月日	令和2年3月5日(木)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開会	令和2年3月5日 午前10時00分 議長宣告			
閉会	令和2年3月5日 午後 0時33分 議長宣告			
応招議員	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	佐々木 勝	2番	澤上 勝
	3番	馬場 正治	4番	澤上 訓
	5番	木村 忠一	6番	田中正一
	7番	日野口 和子	8番	平野 敏彦
	9番	沼端 務	10番	吉村 敏文
	11番	澤頭 好孝	12番	柏崎 利信
	13番	西館 芳信	14番	松林 義光
	15番	檜山 忠	16番	西館 秀雄
不応招議員	なし			
出席議員	13名			
欠席議員	3番	馬場 正治	10番	吉村 敏文
	13番	西館 芳信		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	成田 隆	副町長	小向 仁生
	総務課長	泉山 裕一	政策推進課長	成田 光寿
	財政管財課長	岡本 啓一	まちづくり防災課長	三村 俊介
	税務課長	福田 輝雄	町民課長	澤頭 則光
	環境保健課長	柏崎 勝徳	介護福祉課長	田中 淳也
	農林水産課長	赤坂 千敏	商工観光課長	久保田 優治
	地域整備課長	西館 道幸	会計管理者	佐々木 拓仁
	病院事務長	田中 貴重	教育委員会教育長	松林 義一
	学務課長	柏崎 和紀	社会教育・体育課長	松山 公士
	選挙管理委員会委員長	相坂 一男	選挙管理委員会事務局長	泉山 裕一
	農業委員会会長	大川 義博	農業委員会事務局長	赤坂 千敏
	監査委員	柏崎 堅一	監査委員事務局長	小向 正志

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 長	小 向 正 志	事務局 次 長	高 橋 勝 江
	主任 主 査	袴 田 光 雄		
町 長 提 出 議 案 の 題 目	1 承認第1号	専決処分の承認を求めることについて（令和元年度おいらせ町一般会計補正予算（第4号）について）		
	2 諮問第1号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて		
	3 議案第1号	地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について		
	4 議案第2号	おいらせ町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について		
	5 議案第3号	おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例について		
	6 議案第4号	おいらせ町立児童館条例の一部を改正する条例について		
	7 議案第5号	おいらせ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について		
	8 議案第6号	おいらせ町霊園条例の一部を改正する条例について		
	9 議案第7号	おいらせ町奥入瀬川の清流を守る条例及びおいらせ町環境美化条例の一部を改正する条例について		
	10 議案第8号	おいらせ町営住宅管理条例及びおいらせ町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について		
	11 議案第9号	おいらせ町通学バス条例の一部を改正する条例について		
	12 議案第10号	おいらせ町みなくる館条例の一部を改正する条例について		
	13 議案第11号	おいらせ町洋光台団地定住促進条例を廃止する条例について		
	14 議案第12号	町道の路線廃止について		
	15 議案第13号	町道の路線認定について		
	16 議案第14号	青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について		
	17 議案第15号	青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議について		
	18 議案第16号	令和元年度おいらせ町一般会計補正予算（第5号）について		
	19 議案第17号	令和元年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について		
	20 議案第18号	令和元年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）について		
	21 議案第19号	令和元年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について		
	22 議案第20号	令和元年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について		
	23 議案第21号	令和元年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第4号）について		
	24 議案第22号	令和元年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について		
	25 議案第23号	令和元年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第3号）について		

議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
会議成立 開会宣告	事務局長 (小向正志君)	修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。ご着席ください。
	西館議長	おはようございます。 ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達しておりますので、これより令和2年第1回おいらせ町議会定例会を開会いたします。 (開会時刻 午前10時00分)
議事日程報告	西館議長	直ちに本日の会議を開きます。 なお、3番、馬場正治議員、10番、吉村敏文議員、13番、西館芳信議員は欠席であります。
	西館議長	本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
会議録署名議員の指名	西館議長	日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 本定例会の会議録署名議員は、1番、佐々木 勝議員及び2番、澤上 勝議員を指名いたします。
会期議題	西館議長	日程第2、会期の決定を議題といたします。 会期決定の前に、議会運営委員会の報告を求めます。 委員長、演壇にてお願いします。 議会運営委員長。
委員長報告	14番 (松林義光君)	議会運営委員会より報告をいたします。 去る2月15日告示、本日招集されました令和2年第1回おいらせ町議会定例会の会期等について、先般2月28日午前10時から議会運営委員会を開催し、審査した結果、本定例会の会期は、別紙配付の「会期及び審議予定表」のとおり、本日3月5日から3月12日までの8日間とすることに決定いたしました。

諸般の報告	西館議長	<p>本日 5 日木曜日は議案等の一括上程及び予算特別委員会の設置、明日 6 日金曜日から 8 日日曜日までは議案熟考のため休会、9 日月曜日は一般質問、1 0 日火曜日は議案審議、1 1 日水曜日は予算特別委員会における付託議案の審査、1 2 日木曜日は引き続き予算特別委員会における付託議案の審査、そして特別委員会終了後に本会議での議案審査。</p> <p>以上のとおり進行してまいりたいと思いますので、何とぞ議員各位のご理解とご協力を賜り、当委員会の決定にご賛同くださいますようお願い申し上げます、委員会報告といたします。</p>
	(議員席)	<p>議会運営委員会の報告が終わりました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり、本日 3 月 5 日から 3 月 1 2 日までの 8 日間といたしたいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p>
	西館議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本定例会の会期は、本日 3 月 5 日から 3 月 1 2 日までの 8 日間とすることに決しました。</p>
	西館議長	<p>日程第 3、諸般の報告をいたします。</p> <p>初めに、議長としての報告事項は、印刷をしてお手元に配付しているとおります。ご了承ください。</p> <p>次に、本日までに受理いたしました陳情書等につきましては、別紙配付の請願、陳情文書表のとおりです。</p> <p>先般、このことについて議会運営委員会において審査した結果、陳情第 1 号及び陳情第 2 号については、議員配付とすることにいたしました。</p> <p>なお、本定例会の会期中は、円滑な議案審議及び広報写真撮影のため、関係職員が議場内出入りをする事の許可を与えておりますので、各議員にご報告しておきます。</p> <p>日程第 4、所信表明について。</p> <p>町長より、所信表明したい旨の申し入れがありましたので、これを許します。</p>

<p>所信表明</p>	<p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>演壇にてお願いします。町長。</p> <p>おはようございます。</p> <p>本日ここに令和2年第1回おいらせ町議会定例会が開会され、令和2年度当初予算案を初め、各般にわたる議案についてご審議を願うに当たり、町政運営に対する私の所信の一端を申し上げ、議員各位を初め広く町民の皆様の深いご理解とご協力を賜りたいと存じます。</p> <p>私は、一昨年の3月、町政の舵取り役としての重役を町民の皆様から負託されて、早いもので2年の月日が経過しようとしております。この間「人を守り、人を育てる」「働く場と賑わいをつくる」「いきいきと暮らす」「未来に向けた基盤を整える」「絆を強くする」「確かな自治体経営を行う」の6つの柱を中心に、種々の取り組みを進め、私の目指す姿である「明るく元気で持続可能なまち」の実現に向けて、議員各位を初め多くの町民の皆様からのお力添えをいただきながら、一步一步着実に前進してまいりました。</p> <p>就任3年目を迎える令和2年度は、任期の折り返しとなる大変重要な年となります。政策公約の実行と推進に向け、さらに気を引き締め、町の発展と町民の幸福を目指し、選択と集中、決断、そしてスピード感を持って全力で取り組んでまいります。議員各位並びに町民の皆様には、引き続き温かいご支援とご協力を心からお願い申し上げます。</p> <p>さて、当町を取り巻く情勢に目を向けますと、人口規模は2万5千人を維持しているものの、高齢化率は約27%となっており、いわゆる団塊ジュニアが65歳以上になる令和22年の2040年には、約38%まで増加することが予測されております。町全体の人口減少はもとより、生産年齢人口の減少も加速する状況が顕著になるものと思われまます。</p> <p>このことは、産業の担い手不足による地域経済の衰退と、税収減少に伴い行政サービスの維持が困難になることを意味し、町全体の活力を奪うなど、多大な影響をもたらすこととなります。</p> <p>しかし、人口減少問題は一自治体で解決できるものではなく、国、県そして市町村が互いに連携し立ち向かわなければ到底解決できない課題でもあります。避けることのできない少子化の克</p>
-------------	-----------------------	---

服、そして超高齢化社会に対応すべく、来年度からスタートする第2期おいらせ町 まち・ひと・しごと創生総合戦略をしっかりと推し進め、取り組む必要があります。

また、当町は平成23年に発生した東日本大震災の被災地として、復旧、復興対応に当たってまいりましたが、近年は、全国各地において台風や長雨による水害など、これまでは想定できなかった大規模な災害が発生しております。昨年、青森県が公表した奥入瀬川の洪水浸水最大想定において、本庁舎、分庁舎周辺では、ともに最大3メートルの水深が予測されており、災害対応拠点としての庁舎のあり方も検討していかなければなりません。

さらに、昨今の新型コロナウイルスなどに見られる感染症対策については、迅速な意思決定のもとで適切な情報提供などの対応が必要になります。

このように、誰もが経験したことのない時代の到来に備え、我々が今できること、そしてやらなければならないことをしっかりと認識し、町民と議会、行政が一体となったまちづくりを進めていくことが必要であると考えます。

平成から令和へと、新しい時代を迎えた昨年を振り返りますと、私の政策公約である「明るく元気で持続可能なまち」の実現に向け、取り組みの具現化、そして新たな行政課題に的確に対応するために、効率的そして効果的な組織体制の確立が必要不可欠であるとの認識から、町民課、環境保健課、介護福祉課の保健福祉部門を本庁舎へ集約し、3課が互いに連携を取りやすい環境を整え、住民サービスの向上を図りました。

また、政策公約の推進強化と将来を見据えた財政基盤の確立のため、従来の企画財政課を改編し、政策推進課と財政管財課を設置しました。

一方、政策公約の一つである多目的ドームの建設促進については、町の財政が私の予想以上に深刻な状況にあり、建設費及び維持管理費が財政に及ぼす影響が大きいことから、苦渋の決断として事業の実施を凍結としました。建設を待ち望んでいた多くの関係者の期待に添うことができず、私も大変残念な思いであります。

しかし、町の発展と町民の幸せのため、「後世に負担を残してはならない」という私の決意は、町長就任時の所信表明のとおり

	<p>であり、強い信念をもって今後とも財政の健全化のもと、持続可能な行財政運営に取り組む所であります。</p> <p>それでは、令和2年度の町政運営の基本姿勢について申し上げます。</p> <p>第1は、政策公約の推進であります。</p> <p>政策公約の3つの重点項目と6つの政策の柱は、私の4年間の任期で取り組むべきものとして、町民の皆様と約束いたしました政策理念であります。特に、6つの政策の柱は、「明るく元気で持続可能なまち」という目指す姿に直結するものであります。第1に「人を守り、人を育てる」、第2に「働く場と賑わいをつくる」、第3に「いきいきと暮らす」、第4に「未来に向けた基盤を整える」、第5に「絆を強くする」、そして第6に「確かな自治体経営を行う」、これら実現のため、具体的施策や事務事業を計画的にかつ実効性を高めながら、既に実施している公約はより発展的に、そして未達成の施策はスピード感をもって推進してまいります。</p> <p>第2は、「持続可能な行財政運営の実現」であります。</p> <p>現在の町財政状況は、扶助費や物件費を始めとする経費が年々増加した結果、経常収支比率が95%を超えたことから、安定的な財政運営の継続に支障が生じる懸念が拡大しつつあります。これまで多くの事務事業が、事業効果の評価と検証がないままに継続的に実施されてきた反省から、これまでのようにあれもこれも行うのではなく、真に必要なあれかこれかを選択するため、全ての事務事業を対象とした事務事業評価に取り組みます。</p> <p>先ほど申し上げたとおり、私の政策理念の根底にある後世に負担を残してはならないという思いは、揺るぎないものであり、子供や孫たちが、私たちのふるさとおいらせ町を、未来へ希望を持って引き継げるようにするため、持続可能な行財政運営を進めていくことが、今の私に課せられた最大の使命とっております。</p> <p>続いて、令和2年度に取り組む主な施策の概要について、第2次おいらせ町総合計画の7つの基本方針に沿ってご説明いたします。</p> <p>まず、基本方針の1「町民と議会・行政がともに考え、行動するまち」に係る施策であります。</p> <p>重点施策として、協働によるまちづくり活動の推進のため、町</p>
--	---

	<p>内会と協働による地域づくりに関する協定を締結し、町内会運営費交付金を交付するなど、町内会が自主的に取り組む活動を支援します。</p> <p>主な施策として、町内会相互の交流を図るために住民自治推進事業を実施します。さらに新規事業では、第2次町総合計画に基づく地区別構想を具現化するための研究を開始し、協働によるまちづくりにつながる取り組みを進めていきます。</p> <p>次に、基本方針の2「みんなが互いに助け合うまち」に係る施策であります。</p> <p>重点施策として、ひとり親家庭や乳幼児等への医療費給付を引き続き実施するとともに、子育て関連の切れ目のない支援の提供を目的として子育て世代包括支援センターの運営を4月1日からスタートします。</p> <p>主な施策としては、健康寿命延伸への取り組みとして、特定健康診査やがん検診を実施するとともに、受診率の向上を図ります。さらに、第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定を行い、介護予防・日常生活支援などの多様な事業展開に取り組み、必要な人に必要なサービスを提供する体制を強化します。</p> <p>次に、基本方針の3「豊かな心と伝統・文化が薫るまち」に係る施策であります。</p> <p>重点施策として、私の政策公約である学校給食費の無料化を継続実施します。</p> <p>主な施策として、木ノ下小学校講堂の天井耐震化改修や百石中学校講堂改築に伴う外構工事を完了させるとともに、学校施設の長寿命化計画を策定し計画的な整備に努めます。さらに、児童生徒や保護者が教育に関わる不安や悩みを相談できる教育相談員を1名増員し、教育相談体制の充実を図ります。また、社会教育の分野では、今年度に完成した第3次おいらせ町社会教育中期計画に基づき、地域学校協働活動の検討を始めます。スポーツ分野においては、本年6月にオリンピック聖火リレーが当町を通過することにあわせてミニセレブレーションを実施し、東京2020大会を契機として町のスポーツ振興につなげ、2025年に青森県で開催される第80回国民スポーツ大会に向けた準備委員会設立の検討を始めます。</p> <p>次に、基本方針の4「快適で安心して暮らすことができるまち」</p>
--	---

	<p>に係る施策であります。</p> <p>重点施策の1つ目として、地域防災力の向上のため、町民の暮らしを守る防災安全マップを更新し各世帯へ配布するとともに、百石第1分団水槽付消防ポンプ自動車の更新と消防団装備品を整備し、消防体制の強化、充実を図ります。</p> <p>重点施策の2つ目として、町民バスなどの公共交通について、より利便性の高い交通体系として整備するため、抜本的な見直し作業に取り組みます。</p> <p>主な施策としては、第2期おいらせ町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、移住・定住の促進に向けた施策に引き続き取り組むほか、生活関連道路及び住吉地区から三沢市立三沢病院への緊急搬送道路の整備を計画的に進めます。</p> <p>また、持続可能な下水道事業の経営を図るため、令和6年度からの公営企業会計法適用に向けた基本計画の策定に取りかかります。</p> <p>次に、基本方針の5「魅力ある産業を創出するまち」に係る施策であります。</p> <p>重点施策として、当町の産業基盤の1つである農業においては、県営事業の活用により赤田・下田前堰地区の用水路整備を引き続き実施するとともに、漁業については、同じく県営事業の活用により、百石漁港の航路しゅんせつを継続して取り組みます。</p> <p>主な施策として、V I S I Tはちのへや上十三・十和田湖広域定住自立圏観光推進協議会と連携した広域観光の振興策に取り組むほか、百石高校食物調理科が実施する「高校生レストラン」の開催経費を引き続き支援します。</p> <p>次に、基本方針の6「自然環境と都市機能が調和するまちに係る施策であります。</p> <p>重点施策として、秩序ある開発と土地利用への誘導を図るため、都市計画の見直し作業を引き続き進め、平成29年度に作成したおいらせ町都市計画マスタープランに基づく、将来の当町の土地利用のあり方を継続して県と協議してまいります。</p> <p>また、農用地を確保し農業の健全な発展を図るため、引き続き町農業振興地域整備計画の見直しを行い、計画を完成させます。</p> <p>次に、基本方針の7「健全な行財政運営による持続可能なまち」に係る主要施策であります。</p>
--	---

	<p>最重点施策として、先ほども述べました私の決意「持続可能な行財政運営」に道筋をつけるべく、財政健全化の推進を不退転の覚悟で進めます。</p> <p>主な施策として、今年度から取り組んでおります事務事業評価に加え、持続可能な公共施設マネジメントに転換するため庁内推進体制を整備した上で、統廃合や長寿命化対策の具体的検討を始めるなど、ソフト・ハードの両面から対策を進めてまいります。</p> <p>このほか、新規事業として、令和3年度開始に向けたコンビニエンスストア収納の準備と、職員の働き方改革と事務効率化の一環としてRPAやAIなど新たな技術を試行導入し、効率的な業務の遂行を目指します。</p> <p>さらに令和2年度から2つの児童館とみなくる館などの社会体育施設に指定管理者を導入しますが、ほかの施設についても引き続き制度導入に向けた検討を行います。</p> <p>以上が、第2次町総合計画の基本方針に沿った来年度の重点的に取り組む施策と主な施策であります。</p> <p>これらの実施に伴う令和2年度当初予算の総額は、一般会計が101億7,470万円、6つの特別会計の合計が62億5,843万5,000円、公営企業会計が10億5,778万4,000円、総額174億9,091万9,000円となっております。</p> <p>以上、町政運営方針について、私の所信の一端を申し述べましたが、町政を取り巻く環境は引き続き厳しい状況にあります。しかし、多くの先人たちが幾多の困難を乗り越えながら築き上げてきた、この魅力あふれる町をさらに発展させ、次の世代へ引き継ぐことが私たちの使命であると思います。私は、「明るく元気で持続可能なまち」、そして「子どもがのびのび成長し、大人がいきいきと暮らすことができる町」の実現に向けて、町民の皆様からの信頼と期待を力に変え、関係者全ての力を結集した体制で課題を克服してまいりたいと考えております。</p> <p>最後に、町民並びに議員の皆様により一層のご理解とご協力をお願い申し上げまして、令和2年度の町政運営に当たっての所信表明といたします。</p> <p>ありがとうございました。</p>
--	---

提案理由の説明	西館議長	<p>以上で、所信表明が終わりました。</p> <p>総務課長。</p>
	<p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>今の所信表明で、一部訂正をお願いいたします。</p> <p>まず、一番最初、3ページ中ごろにあります、奥入瀬川の浸水ですけれども、最大3メートルの「水深」と申し上げましたが、正確には「浸水」が正しくなります。</p> <p>続きまして、最後のほうになります、11ページから12ページにかけて、指定管理者の部分で「社会体育施設」と述べましたが、正確には「社会教育施設」になります。</p> <p>以上、訂正させていただきます。</p>
	西館議長	<p>日程第5、議案の一括上程について。</p> <p>承認第1号及び諮問第1号並びに議案第1号から議案第31号まで、そして発委第1号の、以上34件を一括上程いたします。</p> <p>初めに、町長から提案理由の説明を求めます。</p> <p>演壇にてお願いします。町長。</p>
	町長 (成田 隆君)	<p>それでは、本定例会に提案いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。</p> <p>初めに、承認第1号、令和元年度おいらせ町一般会計補正予算の、専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本件は、既定予算の総額に3,395万円を追加し、予算の総額を99億8,170万5,000円としたもので、去る2月5日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>その内容であります、降雪に伴う除雪経費の不足が見込まれたため、今後の見込みを精査し、土木費の除雪対策費3,395万円を増額し、その財源として歳入の財政調整基金繰入金を増額したものであります。</p> <p>次に、諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、現委員であります和田貴美子氏の任期が令和2年6月30日をもって満了となることから、引き続き同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。</p>

	<p>次に、議案第1号、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、地方自治法等の一部を改正する法律の公布に伴い、町関係条例で引用する職員の賠償責任について規定された条項が繰り下げられたことにより、所要の改正を行うため提案するものであります。</p> <p>次に、議案第2号、おいらせ町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、地方公務員法第31条の規定に基づくサービスの宣誓について、会計年度任用職員制度の開始に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。</p> <p>次に、議案第3号、おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、新規事業等に係る2つの附属機関の設置と、附属機関の見直しに伴い2つの附属機関の廃止を行うため提案するものであります。</p> <p>次に、議案第4号、おいらせ町立児童館条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、おいらせ町立児童館において指定管理者による施設の運営管理を行うに当たり、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、施設の利用に係る料金を指定管理者の収入として收受させることができる利用料金制を導入するため、提案するものであります。</p> <p>次に、議案第5号、おいらせ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の公布に伴い、放課後児童支援員の資格基準に係る経過措置を延長するため提案するものであります。</p> <p>次に、議案第6号、おいらせ町霊園条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、おいらせ町営霊園事業の見直しに伴い、使用料を改めるなど本条例に所要の改正を行うため、提案するものであります。</p>
--	---

	<p>す。</p> <p>次に、議案第7号、おいらせ町奥入瀬川の清流を守る条例及びおいらせ町環境美化条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、奥入瀬川清流指導隊員及び環境美化指導員の設置に関する規定を削除するため、提案するものであります。</p> <p>次に、議案第8号、おいらせ町営住宅管理条例及びおいらせ町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、民法の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、債権関係の規定の見直しが行われたため、公営住宅制度及び特定公共賃貸住宅制度に係る引用条項等の所要の改正を行うため、提案するものであります。</p> <p>次に、議案第9号、おいらせ町通学バス条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、現在運行している地区との相違があり是正するため、提案するものであります。</p> <p>次に、議案第10号、おいらせ町みなくる館条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、おいらせ町みなくる館・おいらせ町立図書館・大山将棋記念館において指定管理者による施設の管理運営を行うに当たり、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、施設の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させることができる利用料金制を導入するため、提案するものであります。</p> <p>次に、議案第11号、おいらせ町洋光台団地定住促進条例を廃止する条例について、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計の清算に伴い、町直営による資産管理のもと早期完売に向けた取り組みを推進するため、提案するものであります。</p> <p>次に、議案第12号、町道の路線廃止について、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、認定路線の起終点の見直し等に伴う町道の路線廃止について、道路法第10条第3項の規定に基づき、提案するものであります。</p>
--	---

	<p>次に、議案第13号、町道の路線認定について、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、町道整備事業等により整備された町道の路線認定について、道路法第8条第2項の規定に基づき、提案するものであります。</p> <p>次に、議案第14号、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更について、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、青森県市町村総合事務組合の構成団体である三戸郡福祉事務組合が令和2年3月31日をもって解散することに伴い、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更について、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を要するため提案するものであります。</p> <p>次に、議案第15号、青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議について、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、青森県新産業都市建設事業団の事業に係る一般管理費について、当該事業団の計画に令和2年度において負担する額を加えるため、地方自治法の一部を改正する法律附則第3条による、改正前の地方自治法第300条第1項の規定により、提案するものであります。</p> <p>次に、議案第16号、令和元年度おいらせ町一般会計補正予算について、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、既定予算の総額から、566万1,000円を減額し、予算の総額を99億7,604万4,000円とするものであります。</p> <p>歳出の主な内容であります。総務費では公共施設整備基金積立金の増額、民生費では子供のための教育・保育給付費の増額、教育費では国の補正予算による繰越事業として木ノ下小学校非構造部材耐震改修工事費を追加するものであります。</p> <p>このほか、各款にわたって、事業の完了や執行見込額の精査により、減額又は増額を行うものであります。</p> <p>一方、歳入の主な内容であります。町税を初め国庫・県支出金等について収入見込額の精査により減額または増額を行うほ</p>
--	---

	<p>か、繰入金では歳入歳出財源調整のため財政調整基金繰入金を減額するものであります。</p> <p>なお、国の補正予算対応で実施する繰越明許事業について、対象事業費に応じ国庫支出金と町債を追加しております。</p> <p>第2表継続費補正は1件の年割額変更、第3表繰越明許費補正は1件の追加、第4表債務負担行為補正は5件の追加を行うものであります。また、第5表地方債補正は2件の追加、4件の限度額変更及び1件の廃止を行うものであります。</p> <p>次に、議案第17号、令和元年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算について、ご説明申し上げます</p> <p>本案は、既定予算の総額に7,192万7,000円を追加し、予算の総額を24億6,775万3,000円とするものであります。</p> <p>その主な内容につきましては、歳出では執行見込額の精査により一般被保険者に係る療養給付費及び高額療養費を増額し、歳入では収入見込により県支出金及び諸収入を増額するほか、収支見込により国民健康保険事業基金繰入金を減額するものであります。</p> <p>次に、議案第18号、令和元年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算について、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、既定予算の総額に310万3,000円を追加し、予算の総額を、1,914万7,000円とするものであります。</p> <p>その主な内容につきましては、歳出では基金積立金を増額し、歳入では寄附金及び貸付金収入を増額するものであります。</p> <p>次に、議案第19号、令和元年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算について、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、既定予算の総額から740万9,000円を減額し、予算の総額を10億5,683万6,000円とするものであります。</p> <p>その主な内容につきましては、歳出では執行見込額の精査により、総務管理費、建設事業費及び公債費を減額し、歳入では事業債及び一般会計繰入金を減額するものであります。</p> <p>このほか、第2表地方債補正では1件の限度額を変更するものであります。</p> <p>次に、議案第20号、令和元年度おいらせ町農業集落排水事業</p>
--	---

	<p>特別会計補正予算について、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、既定予算の総額から950万2,000円を減額し、予算の総額を1億4,573万8,000円とするものであります。</p> <p>その主な内容につきましては、歳出では執行見込額の精査により、総務管理費及び建設事業費を減額し、歳入では事業債及び一般会計繰入金を減額するものであります。</p> <p>このほか、第2表地方債補正では1件の限度額を変更するものであります。</p> <p>次に、議案第21号、令和元年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算について、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、既定予算の総額から1億1,087万2,000円を減額し、予算の総額を22億5,671万9,000円とするものであります。</p> <p>その主な内容につきましては、歳出では執行見込額の精査により保険給付費及び地域支援事業費を減額し、歳入では国庫支出金、支払基金交付金及び県支出金を減額するものであります。</p> <p>次に、議案第22号、令和元年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算について、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、既定予算の総額に108万4,000円を追加し、予算の総額を1億9,996万5,000円とするものであります。</p> <p>その主な内容につきましては、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金を増額し、歳入では後期高齢者医療保険料を増額するほか、一般会計繰入金を減額するものであります。</p> <p>次に、議案第23号、令和元年度おいらせ町病院事業会計補正予算について、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、収益的収入及び支出の既決予定額を271万3,000円増額し、予定額を9億7,850万7,000円とするほか、資本的収入の既決予定額を311万2,000円減額し、予定額を3,125万9,000円とする一方、資本的支出の既決予定額を3万3,000円減額し、予定額を5,002万2,000円とするものであります。</p> <p>なお、資本的収入の不足額につきましては、当年度分損益勘定留保資金を充当するものであります。</p> <p>次に、議案第24号、令和2年度おいらせ町一般会計予算につ</p>
--	--

	<p>いて、ご説明申し上げます。</p> <p>日本経済にあつては、緩やかな回復を続けてきたものの、地方にあつては、いまだ景気回復の実感に乏しい状況にあります。さらに、昨年10月の消費税引き上げと昨今の新型コロナウイルスについては、どのような影響をもたらすか楽観視できない状況にあります。</p> <p>さて、国が示した令和2年度地方財政計画では、幼保無償化など社会保障の充実や地方創生の推進、地域社会の維持・再生、防災・減災に取り組みつつ、地方の安定的財政運営に必要な一般財源の総額について、令和元年度を1.2パーセント上回る6兆3千4億318万円が確保されております。しかし、あわせて4兆5千2億85万円という巨額の財源不足が見込まれており、赤字地方債と言われる臨時財政対策債の発行が継続されるなど、依然として先行きが不透明な状況が続いております。</p> <p>当町の財政は、昨年11月に策定した、おいらせ町財政計画で示したように、実質単年度収支が赤字基調であるなど、厳しい財政状況が続いております。さらに、今後見込まれる生産年齢人口の減少に伴い町税収入の減少や、社会保障関連経費の増加に加え、公共施設の老朽化対応の増が予想されるなど、より困難な局面を迎えることが予想されております。</p> <p>特に、当町の生命線というべき地方交付税について、合併算定替の段階的終了に伴う減額が確実に進んでいることから、必然として従来の行財政運営からの転換が求められる局面にあります。</p> <p>よって、今後町の財政規模が縮小する中であっても、持続可能な行財政運営を確立すべく、従来の事務事業について聖域を設けず見直すことを初めとして、財政健全化のため、これまでとは一線を画する困難な取り組みを始めなければなりません。</p> <p>一方で、地方自治体の使命である住民福祉のため、町総合計画の着実な実行と政策公約の速やかな実現も重要であることから、令和2年度の予算編成に当たっては、これまで以上に一切の希望的観測を排し、限られた財源の効果的配分に意を用いたものであります。</p> <p>この結果、編成いたしました令和2年度一般会計の予算総額は1億7,470万円で、前年度と比較しますと5パーセント</p>
--	--

	<p>増、4億8,860万円の増額となっております。</p> <p>初めに、歳入の主なものについて、ご説明申し上げます。</p> <p>自主財源の大部分を占める町税につきましては、法人町民税の減収が見込まれるものの、全体としては増額計上いたしました。</p> <p>地方消費税交付金につきましては、昨年10月の消費税率改正に伴い増額計上した一方で、地方交付税につきましては、普通交付税の合併算定替の段階的縮減及び特別交付税の減少傾向等を踏まえ、減額計上いたしました。</p> <p>国・県支出金につきましては、歳出の事業費に対応した見込額を計上しておりますが、百石幼稚園の改築事業に伴い大幅な増額を見込んでおります。</p> <p>繰入金の、繰入予算の不足を補填する財政調整基金繰入金は、本予算案の編成に当たり計上せざるを得ない状況ですが、その金額は前年度より圧縮いたしました。</p> <p>なお、町債につきましては、臨時財政対策債を初め9事業の借入について、前年度より減額し計上しております。</p> <p>次に、歳出につきましては、令和2年度において新規、拡大及び重点事業としたものの中から、主なものをご説明申し上げます。</p> <p>総務費では、新規事業として東京オリンピック聖火リレーイベント関連経費を計上したほか、業務効率化推進のためRPA導入に係る経費を計上いたしました。さらに、町内会運営費交付金を大幅に増額したほか、制度最終年度となる定住促進助成金を計上いたしました。</p> <p>民生費では、子育て支援策の充実推進に向け、新規事業として百石幼稚園整備費補助金及び児童館指定管理料を計上したほか、今年度から始まった幼保無償化の関連経費を計上いたしました。</p> <p>衛生費では、健康寿命への取り組みとして令和2年度から開設する子育て世代包括支援センター関連経費を計上したほか、公営企業繰出基準に基づく病院事業会計負担金を増額計上いたしました。</p> <p>農林水産業費では、農業振興策として農業次世代人材投資事業費補助金、漁業振興策として県営事業負担金の漁港施設機能保全事業費負担金を計上しております。なお、今年度から引き続き、森林環境整備基金積立金を計上しております。</p>
--	---

	<p>商工費では、観光イベント運営経費を助成する町観光協会補助金について事務事業見直しの途上であることから、来年度予算につきましては今年度と同額を計上いたしました。</p> <p>土木費では、住環境整備推進のため町道維持補修工事費、立木等補償費及び町道整備工事費等を計上したほか、県営事業負担金の明神川河川改修事業に伴う町道橋りょう架替工事費負担金を計上いたしました。</p> <p>消防費では、消防団活動の充実を図るため百石第1分団水槽付消防ポンプ自動車の更新経費を計上したほか、災害対策として今年度に引き続き防災安全マップの更新経費を計上いたしました。</p> <p>教育費では、学校教育環境整備として平成29年度から年次計画で進めている百石中学校講堂改築事業について外構工事費を計上したほか、社会教育の充実に向けみなくる館等指定管理料を計上しております。</p> <p>第2表地方債は、10件の事業費について限度額等を定めるものであります。</p> <p>次に、議案第25号、令和2年度おいらせ町国民健康保険特別会計予算について、ご説明申し上げます。</p> <p>予算の総額は25億3,194万6,000円で、前年度と比較しますと1億5,074万9,000円、6.8%の増となっております。</p> <p>主なものとして、保険給付費及び国民健康保険事業費納付金を計上いたしました。</p> <p>次に、議案第26号、令和2年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。</p> <p>予算の総額は1,680万1,000円で、前年度と比較しますと338万円、16.7%の減となっております。</p> <p>主なものとして、継続貸付者17人、新規貸付者18人を見込んで計上いたしました。</p> <p>次に、議案第27号、令和2年度おいらせ町公共下水道事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。</p> <p>予算の総額は10億4,944万8,000円で、前年度と比較しますと1,029万1,000円、1.0%の減となっております。</p> <p>主なものとして、馬淵川流域下水道維持管理負担金及びマンホ</p>
--	---

	<p>ールポンプ制御盤更新工事費、管路の補修工事費のほか、公債費を計上いたしました。</p> <p>なお、第2表地方債につきましては4件の事業について限度額等を定めるものであります。</p> <p>次に、議案第28号、令和2年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計予算について、ご説明申し上げます</p> <p>予算の総額は、1億3,132万3,000円で、前年度と比較しますと、2,544万2,000円、16.2%の減となっております。</p> <p>主なものとして、古間木山地区農業集落排水処理施設維持管理業務委託料及びマンホールポンプ制御盤更新工事費のほか、公債費を計上いたしました。</p> <p>なお、第2表地方債につきましては3件の事業について限度額等を定めるものであります。</p> <p>次に、議案第29号、令和2年度おいらせ町介護保険特別会計予算について、ご説明申し上げます。</p> <p>予算の総額は23億1,598万4,000円で、前年度と比較しますと3,056万5,000円、1.3%の増となっております。</p> <p>主なものとして、保険給付費及び地域支援事業費を計上いたしました。</p> <p>次に、議案第30号、令和2年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明申し上げます。</p> <p>予算の総額は、2億1,293万3,000円で、前年度と比較しますと、2,527万8,000円、13.5%の増となっております。</p> <p>主なものとして、後期高齢者医療広域連合納付金を計上いたしました。</p> <p>次に、議案第31号、令和2年度おいらせ町病院事業会計予算について、ご説明申し上げます。</p> <p>まず、収益的収入及び支出の当初予定額は、10億416万1,000円で、前年度と比較しますと、2,426万1,000円、2.5パーセントの増となっております。</p> <p>一方、資本的収入の当初予定額は4,038万円、支出の当初予定額は5,362万3,000円で、不足する1,324万3,</p>
--	---

<p>提案理由の説明</p>	<p>西館議長</p> <p>総務課長 (泉山裕一君)</p> <p>西館議長</p> <p>西館議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	<p>000円は、当年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。</p> <p>以上、本定例会に提案いたしました議案の提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては、審議の過程におきまして、本職を初め担当課長に説明させますので、何とぞ慎重にご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>以上です。ありがとうございました。</p> <p>総務課長。</p> <p>ただいまの提案理由で、訂正をお願いいたします。</p> <p>まず、11ページの上から5行目になります。</p> <p>予算の総額を「740万9,000円」と申しましたが、正確には「740万5,000円」になります。</p> <p>それから、もう一カ所、20ページになります、上から2行目になります。</p> <p>「6.8%の増」と言いましたけれども、正確には「6.3%の増」になります。</p> <p>以上、訂正をお願いいたします。</p> <p>以上で、提案理由の説明が終わりました。</p> <p>次に、発委第1号について、おいらせ町議会運営委員長から提案理由の説明を求めます。</p> <p>演壇にてお願いします。議会運営委員長。</p> <p>発委第1号、おいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の、指定についての一部を改正することについて、提案理由をご説明申し上げます。</p> <p>本案は、地方自治法等の一部を改正する法律の公布に伴い、当町議会が町長に専決処分を委任する旨、指定した事項の第2号で引用する職員の賠償責任について規定された条項が繰り下げられたことにより、所要の改正を行うため提案するものであります。</p> <p>何とぞ、原案のとおりご決定賜りますようお願い申し上げます。</p>
----------------	--	---

特別委員長・副委員長互選	西館議長	て提案理由といたします。
	西館議長	以上で、提案理由の説明が終わりました。
	西館議長	日程第6、予算特別委員会の設置及び議案の付託についてを議題といたします。
	(議員席)	お諮りいたします。
	西館議長	議案第24号、令和2年度おいらせ町一般会計予算についてから議案第31号、令和2年度おいらせ町病院事業会計予算についてまでの8議案については、全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これを付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。
	(議員席)	**なしの声**
	西館議長	異議なしと認めます。
	西館議長	よって、議案第24号から議案第31号までの8議案については、全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これを付託して審査することに決定しました。
	西館議長	次に、予算特別委員会委員長及び副委員長の互選についてですが、慣例により本会議で行います。このことについて、先般、開催されました議会運営委員会において、産業民生常任委員会委員長と同副委員長が当たることとして話し合われましたので、この方法によって互選したいと思います。これにご異議ありませんか。
	(議員席)	**なしの声**
西館議長	異議なしと認めます。	
(議員席)	お諮りいたします。	
西館議長	予算特別委員会の委員長には産業民生常任委員会委員長である西館芳信議員、副委員長には同副委員長である澤上 訓議員を選任することにご異議ありませんか。	
(議員席)	**なしの声**	
西館議長	異議なしと認めます。	
西館議長	よって、委員長に西館芳信議員が、副委員長に澤上 訓議員が選任されました。	

	<p>西館議長</p> <p>檜山副議長</p> <p>檜山副議長</p> <p>政策推進課長 (成田光寿君)</p>	<p>ここで暫時休憩いたします。</p> <p>11時25分までです。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午前11時10分)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午前11時25分)</p> <p>議長にかわり、副議長が暫時議事を進行いたします。</p> <p>日程第7、行政報告の申し入れがありましたので、これを許します。</p> <p>初めに、八戸圏域連携中枢都市圏ビジョンの変更について、当局の説明を求めます。政策推進課長。</p> <p>それでは、八戸圏域連携中枢都市圏ビジョンの変更についてご説明申し上げます。</p> <p>資料No.1をご用意ください。</p> <p>1、趣旨であります。</p> <p>八戸圏域8市町村による連携中枢都市圏の取り組みにつきましては、八戸圏域連携中枢都市圏ビジョンを策定し、平成29年度から令和3年度までの5年間で事業を進めているところであります。</p> <p>事業推進に当たっては、毎年度事業の見直しなど行っており、令和2年度から追加や再編を行う事業があることから、ビジョン変更について報告するものであります。</p> <p>なお、今回追加、再編する事業は、事業単位レベルの取り扱いとなるため、連携協約の変更を必要としない、いわゆる議決を要しないという取り扱いでありますことを申し添えます。</p> <p>2、追加予定事業及び変更事業です。</p> <p>まず、(1)追加事業であります。</p> <p>表に記載のとおり、八戸都市圏交流プラザ事業を追加するものであり、首都圏に交流拠点を設置し、八戸圏域の食材を活用した食の提供や、圏域の物産販売、イベントなどを通して、人の交流を促進するための事業などを展開するものであり、8市町村が参画のもと、本年6月末の開業予定となっております。</p> <p>2ページから3ページをごらんください。</p> <p>(2)の変更事業であります。9つあります。</p> <p>①イノベーティブ産業集積促進事業は、事業名称の変更。</p>
--	---	---

	<p>その下、②地域企業支援体制強化事業は、関係事業の統合と事業名称の変更。</p> <p>③知的財産権対策支援事業は、補助対象要件の追加。</p> <p>④漆産業振興事業は、関係市町村においらせ町を追加することと、苗木本数の拡充。</p> <p>⑤八戸広域観光戦略推進事業は、V I S I Tはちのへ設立に伴う事業内容の変更。</p> <p>⑥美術館運営事業は、基本計画策定に伴う事業内容の変更。</p> <p>3 ページに移りまして、⑦ e コマース人材育成事業は、e コマース、いわゆる電子商取引に関するスキルアップ事業について終了。</p> <p>⑧氷都八戸パワーアッププロジェクトは、助成内容の見直し。</p> <p>⑨八戸圏域住民活動促進事業は、事業名称の変更となっております。</p> <p>下段に行きまして、3、今後の予定であります。</p> <p>3 月下旬までに、八戸市において7 町村から同意を得た上で連携中枢都市圏ビジョンの変更を行います。その後、変更後のビジョンを印刷の上、国、県、関係市町村及び各議員に配付、送付いたします。</p> <p>4 月以降は、これまで同様、新規事業検討や既存事業の見直しに向けて、8 市町村長会議、企画担当課長会議、担当者によるワーキンググループ会議やビジョン懇談会を開催してまいります。</p> <p>また、議員連盟と実施してきている連携中枢都市圏の形成に関する講演会ではありますが、来年度は南部町と五戸町で開催する予定となっております。</p> <p>最後になります、4 ページから5 ページ、連携事業の一覧であります。</p> <p>事業の追加、変更を含めた令和2 年度からの連携事業の一覧についてまとめたものであります。</p> <p>5 ページの右下に記載しておりますが、合計が載っております。連携する事業は、全部で7 8 事業となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>この際、質疑を受けます。質疑ございませんか。</p>
--	--

檜山副議長

<p>質疑</p>	<p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番、平野議員。</p> <p>今後の予定のところですが、今説明がありましたけれども、都市圏交流プラザが首都圏に設置されるということで、前に、たしか新橋だったか、ニュースにちょっと出たような気がしますけれども、その中でおいらせ町もブースとかそういうものの販売展示、そういうふうなものになるのか。この中身について、おいらせ町がどういう対応していくのかということ、1点お聞かせいただきたいと思います。</p> <p>それから、2ページのところでは、このイノベティブ産業集積促進事業とありますけれども、横文字でよく理解できないんですけれども、具体的な理解しやすいような形でご説明をお願いしたいと思います。</p> <p>この2点であります。</p>
<p>答弁</p>	<p>榎山副議長 商工観光課長 (久保田優治君)</p>	<p>商工観光課長。</p> <p>それでは、平野議員のご質問にお答えします。</p> <p>まず、八戸都市圏交流プラザ事業の関係でございますが、おいらせ町として商工観光課と政策推進課のかかわりがございますが、先ほどご質問の物販の関係での参画があるかということでしたけれども、現在、当初のこの計画上は八戸市が単独で設置して、周辺の7町村が参画、協議会を設立して共同運営という形にはなるんですが、業者が金剛さんというところが八戸市の業者で実質運営をするということで、今後八戸市からの依頼に応じて周辺の7町村が物販の事業者食材を提供する、または物販で現地の特産品を販売する等の商談をこれから行っていくということで聞いておりますので、オープンが6月となっておりますので、それまでに概略は決定するのですが、現在のところその辺は決定したものはございません。</p> <p>以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>榎山副議長 政策推進課長</p>	<p>政策推進課長。</p> <p>質問の2点目、イノベティブ産業集積促進事業の関係でござ</p>

	<p>(成田光寿君)</p>	<p>いますが、概要につきましては2ページの資料の上のところにも書いてあります。いわゆる、物づくり分野の関係、特に自動車、航空宇宙、医療福祉等の分野のものについて、企業が立地する際に補助金を交付するようなものであります。</p> <p>その内容としましては、例えば勉強会やマッチング事業もあわせてやるというものがあります。それから補助金の内容につきましては、拠点開設、認証取得、展示会出展、企画開発等々に対して補助金を交付するというものでございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>檜山副議長</p> <p>8番</p> <p>(平野敏彦君)</p>	<p>平野議員。</p> <p>商工観光課長の説明ですと、たしか6月オープンということで私も確認、ニュースで見えていました。もう今3月のわけですから、これは民間企業が管理運営に当たるという形で、市が単独で計画したものを民間企業が管理運営に当たっていくんだと。それに、7町村の中でいろいろな要請があれば物産を提供していくということなのか、町のかかわりというのは、じゃあどういふものなのか、どういう形でこの要請が、民間企業から要請が来るのか、都市圏の事務局がそういう要請をしていくのか、運営経費そういう部分の中身的なものというのはあくまでも八戸市が単独で経営に当たって、民間部分が運営していくという、この辺ちょっと理解できませんので、補足で説明をしていただきたいと思えます。</p> <p>それから、イノベティブについては、関係市町村が全市町村となっていますけれども、そうするとほとんどこれは八戸市以外はこの事業の促進というのは考えられないと思うんですが、ここもう一点、お願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p> <p>商工観光課長</p> <p>(久保田優治君)</p>	<p>商工観光課長。</p> <p>それでは、民間企業の参入で、管理運営ということでの質問ですが、株式会社金剛という八戸の会社に、まず八戸市が単独設置して、管理運営をほとんど全部委託します。運営についてはそのようになっているので、関係7町村では負担金もお支払いしませ</p>

		<p>るので、八戸市の完全運営という形にはなるんですが、やはり圏域プラザといううたい方をしている関係上、当初の2年間につきましては八戸市が地方創生の交付金を活用して全額負担するので、ただし参画はいとわないということで、我々町村も最初から加入するという形での運営になるんですが、あくまでも運営主体は八戸市ですので、協議会をつくってアドバイスを若干するのはいしは先ほど申しましたとおり特産品の販路拡大については、V I S I Tはちのへという観光DMOが担うことになっている予定だそうですが、まだ正式決定ではないのですが、そちらを通じて会員企業や市町村の物産担当課に照会をかけて、現地で売れる物ないしは食材を提供できる物をこれから取りまとめて、なるべく現地で地元の物を販売していきたいという方向性は聞いております。</p> <p>以上です。</p>
答弁	<p>檜山副議長 政策推進課長 (成田光寿君)</p>	<p>政策推進課長。</p> <p>2点目のご質問でございます。</p> <p>議員おっしゃるとおり、確かに実態としては八戸市内の企業がメインになることも考えられますが、この連携事業の中に取り入れて関係市町村でいろいろ取り組んでいこうというものでございます。</p> <p>以上です。</p>
	<p>檜山副議長 (議員席) 檜山副議長</p>	<p>よろしいですか。ほかに。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本件に対する質疑を終わります。</p> <p>次に、おいらせ町緊急雇用奨励金交付事業の終了について、当局の説明を求めます。</p> <p>商工観光課長。</p>
行政報告	<p>商工観光課長 (久保田優治君)</p>	<p>それでは、おいらせ町緊急雇用奨励金交付事業の終了についてご説明いたします。</p> <p>資料No.2をご用意ください。</p> <p>まず、1点目の趣旨等でありますが、関連するので2番の背</p>

景・現状・課題のほうからも述べさせていただきます。

平成22年、おいらせ町緊急雇用奨励金事業を、国の普通交付税を財源とした地域雇用創出推進費を町が基金積み立てをして始めたところではありますが、平成23年から27年には震災復興分の各5万円の加算措置を行いつつやってきました。また、平成28年度から令和元年度までは、基金残高や事業効果を検証しつつ毎年度交付要綱を制定し継続してきたところではありますが、ここ数年は本事業の申請件数が減少傾向にあり、また利用事業者が固定化するなど新規の利用事業者がない状況でありました。また、近年の雇用情勢がある程度改善されておりまして、昨今の厳しい財政事情を考慮し、平成31年、令和元年度のものですが、現年の交付要綱の自動失効をもって本事業を終了することとするものであります。

3番目の実施状況を簡単にご説明申し上げます。

まず1、(1)の交付対象者であります。町内事業者への町民の新規雇用者に対して(2)の奨励金の額、1番の既卒者月額3万円から、⑤の高年齢者月額1万円までの範囲内で、毎月分を交付されるもので、奨励金の交付期間につきましては雇用した月の翌月から起算して12カ月以内ということで、満額でいくと既卒者最高額で年間36万円の交付がされます。

2ページをお開きください。

(4)では緊急奨励金のこれまでの交付実績を示しております。平成22年度のスタート時では、申請事業所数が3件、雇用人数が3人で、交付額は96万円でありました。これから、ことし令和元年度、最後のほうになりますが、目標は10件を予定しておりましたが、事業所は3件で雇用人数は4人、交付額は通常分で117万円でありました。これまで10年の合計額の延べは、事業所数が57、雇用人数が76人、交付総額は通常分で2,408万円、震災復興分が1,480万円、合計額記載していませんでしたが3,888万円となります。

(5)に行きます。ハローワークの求人倍率、三沢管内におけるものであります。求人倍率過去3年分を示しておりますが、平成28年の1.11倍から平成30年1.19倍まで、過去3年間平均して1倍を超えている状況で、雇用の募集のほうを上回っている状況でございます。平均でも1.13倍と。ちなみに、

		<p>この資料には間に合わなかったんですが、令和元年度のものをハローワークに各月ごとの分を計算してもらったところ、1.30に令和元年度はなるのではないかなと見込まれているということで、ますます雇用情勢が伸びてきているということもあります。</p> <p>(6)に行きます。3ページとなります。</p> <p>これまでの、町の基金の充当事業については、現在の緊急雇用奨励金事業のほか、平成24年から平成30年度までは特別教育支援員配置事業にも支出しておりまして、これまで、今年度の予算額でいきますが、2ページのほうの今のところの実績額とはちょっと整合しない数字もあるのですが、取り崩し額が、これもちょっと合計記載されませんでした。8,580万円くらいありまして、現在年度末の残高の見込みが1,400万円程度となる予定でございます。</p> <p>4番の、今後のスケジュールになりますが、本日の行政報告以降、今年度末の令和2年3月31日で一旦事業の募集は終了すると。申請期限につきましては、3カ月の猶予を認めているので、本年6月30日までの申請期限で、1年間、12カ月分の交付金が交付されるので、その1年後の来年令和3年3月31日に交付要綱が廃止されまして、附則第2項による自動失効という形で本要綱が廃止になるということになります。</p> <p>以上、簡単であります説明ですが、3ページの一番下のところに参考で書いている青森県緊急雇用創出対策事業費にかかわる事業につきましては、この基金事業と相違しているものということで参考までに掲載しておりますので申し添えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>この際、質疑を受けます。質疑ございませんか。</p> <p>8番、平野議員。</p> <p>2点、お伺いいたします。</p> <p>まず、今説明がありましたけれども、近年の雇用情勢がある程度改善されとありますけれども、これは事業所が新規の部分が出てこないとか、新規雇用が生まれていないというようなことを指</p>
<p>質疑</p>	<p>檜山副議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	

<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p> <p>商工観光課長 (久保田優治君)</p>	<p>すものか、ちょっとこのところ、現状はどういうふうになっているか説明していただきます。</p> <p>それから、3ページの(6)のところですけども、おいらせ町地域雇用創出推進基金、令和元年度で1,402万2,337円残高が記載されております。これは、ゼロにならないと私は思うんですけども、この基金というのはそうするとそのまま残していくのかどうか、残額をですね、その扱いについて。</p> <p>2点、お伺いします。</p> <p>商工観光課長。</p> <p>それでは、平野議員のご質問に答えます。</p> <p>まず、1点目の雇用状況の改善の部分についてであります、先ほど申しました2ページの(5)のハローワークの求人倍率でもおわかりかと思うんですが、年々求人倍率は伸びております。実際に雇用しているかという、利用事業者が少ない状況というのは、やっぱりやめた人のかわりに入るとこの対象にならないものですから、割り増しで従業員を新規で雇用することによってこの補助金が対象になるものですから、申請者が少ないかと思えます。そういう部分では、やはり地元で就職する方自体は少ないのかなと、募集のほうは上回っているけれども実際に雇用されるということていくと人手不足のかなというところもあるかと認識しております。</p> <p>2点目の、3ページ、基金残高の1,400万円相当が残るのではないかと、今後の使途ということではありますが、議員のおっしゃるとおり1,400万円、もしかすると今年度の執行見込みでいくと330万円の予定に対して今117万円の執行になっていますので、この残額も足されることになるかと思うんですが、これはそのまま基金として残っていったって、来年以降まで債務負担で支出が続きますので、来年度の予算にも若干数十万円支出されることとなりますが、いずれにしても残りますので、基金はそのまま設置して、残額の使途につきましては一般会計の繰り入れ等もできるんですが、今コロナウイルス等の対策もありますけれども、今後の雇用環境の情勢及びそういう施策が変わってくればそちらのほうに充当できるかと思えますので、基金の廃止につ</p>
-----------	---	--

質疑	<p>檜山副議長 2番 (澤上 勝君)</p>	<p>いては事業が終了する令和3年以降に今後町で検討していきたいと考えています。</p> <p>よろしいですか。2番、澤上 勝議員。</p> <p>2点だけ。</p> <p>2ページの(4)緊急雇用奨励金の実績ですけれども、この中で多分(「ちょっと、マイク」の声あり)57事業所ということの理解でよろしいかと思うんですが、これは、多分年度はまたがっている事業所があるかと思しますので、実質の件数は把握していると思ひます、まず1つ。それから、今既存にその事業所は、失礼ながら、やっているという理解でよろしいのか。1つ目。</p> <p>それから、3ページ目の参考のところ、先ほど課長が説明したけれども、ちょっと聞き取れなかったものですから、多分これも助成金を受けた事業所という理解でよろしいかと思ひますけれども、この中で私は、最初のおいらせブランド、それから建設業農業経営、どういう事業所なのかちょっと教えていただければと思ひます。それから、その次のおいらせの情報発信事業も、これもどういう形態の事業所なのか。これも、多分、最後は新聞で騒がれた事業所かと思ひますので、その点、2点お願いします。</p>
答弁	<p>檜山副議長 商工観光課長 (久保田優治君)</p>	<p>商工観光課長。</p> <p>澤上 勝議員のご質問にお答えします。</p> <p>まず、2ページの交付実績のところでの57事業所、お見込みのとおりこれまでの延べ57社ということになりますので、同じ会社も毎年度もらってればこの57に積み上げられてカウントされております。潰れずに今もやっている会社ばかりかという、全てがそうではございません。ほとんどが今も残っている事業所でございますが、中には廃業なり移転したところもあるかと思われます。</p> <p>あと、2点目の参考資料のほうのそれぞれ県事業を使ってやった部分で、おいらせブランド街なかショップについては、これは町の外郭団体になりますブランド推進協議会のほうが現在の桃川さんの建物を借りて、今アグリさんが借りてやっています、あそこで「おいらせや」というアンテナショップを経営した事業が</p>

		<p>対象となっております。</p> <p>あと、建設業農業経営進出支援事業については、町内の建設業者、これはちょっと固有名詞言うと1社しかないのですが、公的でないのあれですが、建設業が農業分野に参入するという事で、ゴマをつくってみたり、あいている期間にやったという事業になります。</p> <p>あと、情報発信事業については、町の観光情報や行政情報をPRするという事で、エフエム青森のほうに委託して、町で雇った広報マン、アルバイトの方が現地リポーターとなって、週1回エフエム青森でおいらせ町の情報を流すという事業でありました。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>質疑</p>	<p>檜山副議長</p> <p>2番 (澤上 勝君)</p>	<p>澤上議員。</p> <p>課長、具体的に件数、明確に話をしてください。件数何件で、今現在継続して雇用して、事業所を継承している事業所。ですから、私に言わせれば、事業所をいろいろ盛り上げる、継承するための補助事業であるわけですよね。それが、残念ながら補助金もらい終わったらなくなる、やっぱりそういうものはいかなるものかと思うので、若干、参考のために。</p>
<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p> <p>商工観光課長 (久保田優治君)</p>	<p>商工観光課長。</p> <p>そうすると、事業所全部をまだ実は追跡調査はしていませんが、直近のものであれば調べておまして、全てあるんですが、当初の22年度からの資料については、そこまで調べてはきませんでした。必要であれば、後刻報告なり個別に回答しますが、個別回答でもよろしいでしょうか。(「はい」の声あり)じゃあ、後で個別に回答させていただきます。</p>
	<p>檜山副議長</p> <p>(議員席)</p> <p>檜山副議長</p>	<p>よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本件に関する質疑を終わります。</p>

行政報告	副町長 (小向仁生君)	<p>次に、新型コロナウイルス感染症対策について、当局の説明を求めます。</p> <p>副町長。</p> <p>急遽、新型コロナウイルス感染症対策についてを行政報告に追加させていただきました。</p> <p>説明に入る前に、町内における新型コロナウイルス感染症対策連絡会の会長の立場で一言申し述べさせていただきたいと思いをします。</p> <p>皆さんご存じのとおり、新型コロナウイルスが世界的に猛威を振るっており、さらなる拡大が進行していくと危惧されております。また、国内においても4日現在、28都道府県1,035人の感染者が発生しており、県内及び当町においてもいつ感染者が出るか心配されているところであります。</p> <p>そのような中、政府のさまざまな対策方針が打ち出されており、一刻の猶予もない状況の中で、町としてのできる対策を講じているところであり、今回議員の皆様にもいち早くご報告申し上げ、情報の共有をもって住民に対する対策への協力をお願いしたいとの思いから、行政報告をさせていただくものです。</p> <p>なお、本定例会一般質問においてご質問されている3人の議員には答弁が本日の説明・報告と重複することもあるかと思いますが、ご了承をお願いしたいと思います。</p> <p>なお、詳細については、担当課から説明をさせますのでよろしくお願いいたします。</p>
行政報告	<p>檜山副議長</p> <p>環境保健課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>環境保健課長。</p> <p>それでは、引き続いて新型コロナウイルス感染症対策についてご説明申し上げます。</p> <p>資料のNo.3をご用意ください。</p> <p>昨年12月、中国湖北省武漢市において、新型コロナウイルス関連肺炎の発生が報告されて以降、世界中で感染拡大が続けておりますが、未知の感染症であり有効な抗ウイルス薬等の特異的な治療法もなく、感染拡大防止対策は手探り状況が続いています。</p> <p>2月25日には、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部にお</p>

いて、感染症対策の基本方針が決定されました。その中で、まさに今が今後の国内での健康被害を最小限に抑える上で極めて重要な時期であり、患者の増加のスピードを可能な限り抑制することが今後の国内での流行を抑える上で重要な意味を持つと述べられています。これらの対策として、内閣総理大臣から大規模イベントの自粛や小・中・高等学校及び特別支援学校の臨時休校の要請が行われたことはご承知のとおりです。

町においても、これらを踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策連絡会を初め、関係機関において協議を経た上で各種の対策を行っておりますので、その状況について報告するものであります。

2、町の対応状況であります。冒頭申しましたとおり、昨年12月に新型コロナウイルス感染症が発生し、注意喚起がなされて以降、注意深く情報の収集を行っており、2月3日の会議において各課で情報共有を行いました。その後、県において危機対策本部が設置されたことを受けて、町においても2月19日に新型コロナウイルス感染症対策連絡会を設置しました。2月26日と27日に、内閣総理大臣から大規模イベントの自粛要請と、小・中・高等学校、特別支援学校の全国一斉の臨時休校の要請があったことから、これらへの対応を決定し、実行してきたところであります。今後は、3月16日に第2回の連絡会を開催する予定としております。

2ページをごらんください。

町の対応の概要ですが、(1)新型コロナウイルス感染症対策連絡会を2月19日15時に設置しました。内容については、記載のとおりとなっております。

(2) イベントの開催自粛については、政府の方針に基づき3月15日までに予定されているイベントのうち町主催のものは中止・延期・規模縮小し、外郭団体や関係団体が主催するものについては自粛を要請しています。現時点で、自粛の措置を行ったイベント等については、別紙2にまとめておりますので後ほどごらんいただきたいと思います。

(3) 小中学校の臨時休校については、本日から3月26日までの期間、全小中学校を臨時休校といたしました。なお、保護者の判断により、3月2日から登校させない場合であっても欠席扱

		<p>いとしないこととしました。卒業式に関しては、卒業生とその保護者、学校関係者のみの出席とし、在校生及び来賓は出席しない、規模を縮小した形で開催することとしています。また、部活動についても同様に活動を自粛し、スポーツ少年団についても各団体に自粛を要請しております。</p> <p>3ページをごらんください。</p> <p>(4) 放課後児童クラブ等の時間延長については、下の表に示したとおり、開館時間を午前8時からに延長し、臨時休校期間の子供たちの受け皿として全小学校区において対応しております。</p> <p>(5) 公共施設の利用制限については、本日から3月26日までの期間、小中学生及び高校生の利用を制限することとしました。また、町民交流センター内のトレーニングルームについては、本日から当面の間閉鎖することとしました。</p> <p>(6) おいらせ病院の対応については、2月28日から入院患者への面会は原則禁止としています。また、全ての来院者に対して体温検査を実施し、その結果37.5度以上の方には屋外診察室に移動していただき、その中で診療することとしております。熱の低い方でも、咳、たんなど感染疑いのある方も同様の措置を行うこととしております。</p> <p>4ページをごらんください。</p> <p>町民への情報提供については、町ホームページを随時更新し、情報提供をしています。また、防災行政無線も適時活用し、情報提供してまいります。各報道機関に対しても、随時公表しております。</p> <p>5ページ以降には、参考資料を添付しておりますので、後でご確認いただきますようお願いいたします。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>この際、質疑を受けます。質疑ございませんか。</p> <p>8番平野議員。</p> <p>平野です。</p> <p>3ページのところでちょっと確認をしたいと思います。</p> <p>放課後児童クラブ等の時間延長でありますけれども、8時から</p>
質疑	<p>檜山副議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	

6時まで、この時間延長については今までと違った形であるわけです。ただ、これは放課後児童クラブは、改めてそれにまた、これにこう、子供を預けることができるのか。今までの児童クラブに入っている人以外の扱い、まずこれが第1点、確認をしたいと思います。

それから、おいらせ病院の対応ですけれども、私もおいらせ病院に行ったんですけれども、公共機関の中では病院の対応は、早速私行ったら体温検査をされまして、消毒の指導を受けました。非常に、取り組みとすれば素早い対応だなということで理解をしましたがけれども、ただ、町民に対する安心・安全な医療体制をつくっていますよという広報、PRが、ちょっとないんじゃないかなど。病院に行ったら、今検温できる場所そうないわけですよ。そういうふうなものを見たときに、やっぱりおいらせ病院では今こういうふうな、コロナウイルス対策ではこういうことをやっていますよということを、例えば防災行政無線でも、1日1回くらい対応したら、次自分が不安を持ったら病院に行ってみようという人がふえてくるんじゃないかという思いがありますので、この取り組みについてお知らせをいただきたいと思います。

それと、この町民への情報提供については、町ホームページを更新しとありますけれども、高齢者世帯とか老々の世帯は、私はこれは目にする機会はほとんどないんじゃないかと。何か、これに情報を提供すれば自分たちの役割は果たしているというふうな考え方であれば、私はちょっとおかしいんじゃないかと思えますよ。こここのところを、どうして高齢者、独居世帯、そういう人方に理解をさせるのか、その辺をぜひ説明をしていただきたいと思います。

それと、今、ほかのほうを見ますと、私は三沢のほうも行ってみましたけれども、三沢も今日からですね、八戸はもう既に休校になっていました。やはり、親子で家にいないで歩いている子供が見られるわけで、こういう場合は自宅にいなさいと言いながらも、小学校の子供とか何時間も自宅にいるっていうこと自体が非常に大変だと思うし、それから親だっているいろいろな形でストレスが出てくるんじゃないかと。兄弟2人置けば、下のほうは家に置いて、5年生のある子どもは隣の家に遊びに行っていたとか、いろいろなその部分があって、特に家庭内にとどめておく、こうい

<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p> <p>町民課長 (澤頭則光君)</p>	<p>うことについて私非常に疑問を感じるわけですよ。教育長にお聞きしたいんですけども、この児童クラブとかそういうところにいっぱい集めるよりは、学校を開放して、余り接触しないような広い範囲の中で子供を、児童クラブみたいな形で先生方も活用してやったほうが、私は安全・安心な部分でつくれるんじゃないかと思うんですが。</p> <p>この3点、お聞かせいただきたいと思います。</p> <p>町民課長。</p> <p>では、平野議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>1点目の児童クラブの時間延長することに伴い、登録の児童以外の対応についてどのようになっているのかということになるかと思います。現在、登録されている児童を原則として優先的にするものとし、それ以外は原則として対象外とするような形にはしております。ただし、平野議員がおっしゃるように、もし緊急事態の場合に備えまして、その対応は個別の間でちょっと行うようにという指示は出しておりますので、個別の相談は乗ってもらえるという体制は整えているところです。</p> <p>以上になります。</p>
<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p> <p>病院事務長 (田中貴重君)</p>	<p>病院事務長。</p> <p>平野議員の2番目の質問にお答えいたします。</p> <p>体制は病院は整えておりますけれども、広報については町のホームページで町でやっている広報と、あと病院独自で広報、お知らせを町民向けに発信を2度ほどしております。そのほかに、病院の玄関等で口頭もしくはチラシでお配りしているんですが、行政無線でお知らせをとということにつきましては、今現在、全体的な流れとして、病院へ来る方の自肅的なものものありますので、広報で病院でこういうのをやってますよということは、今のところ考えてはございませんでした。ただ、そういうご意見もあるということで、これからどういう形で周知、場合によっては町民に対するアプローチをしていくかという部分は考えてみたいと思っております。</p>

答弁	<p>檜山副議長</p> <p>環境保健課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>以上です。</p> <p>環境保健課長。</p> <p>それでは、防災無線を活用して広報してはどうかということについてお答えをしたいと思います。</p> <p>議員ご指摘のとおり、情報提供に関しては本当に大変重要なことだなということは十分認識をしておりますが、新型コロナウイルスに関しましては、刻一刻と状況が変化していくということでありまして、その広報の仕方そのものが大変難しいなということは大変感じているところであります。</p> <p>町では、ホームページを随時更新をして新しい情報を提供しておりますが、ご指摘のとおりホームページを閲覧できないという方もたくさんいるのではないかとということも認識しております。そこで、防災行政無線ということになろうかとは思いますが、防災行政無線についても情報量が制限されるということや、あるいは聞き逃しなどもあるということで弱点もあろうかなと思っております。そういう意味では、防災行政無線それから町ホームページ、さまざまなツールを駆使して、今後情報提供、注意喚起をしていきたいなと思っておりますし、あと各報道機関には情報提供をしておりますので、報道機関に協力をお願いしながら、可能な限り迅速に提供できるように努めてまいりたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
答弁	<p>檜山副議長</p> <p>教育委員会教育長 (松林義一君)</p>	<p>教育長。</p> <p>それでは、お答えをいたします。</p> <p>正直に申し上げて困りました。本当に、どうするかいろいろ迷いました。まず、水曜日の総理大臣の演説があつて、それについては大規模なイベントを中止しましょうという呼びかけがありましたので、早速やめたのは教育委員会表彰であります。次の日また、総理大臣から呼びかけがあつて、全ての小・中・高を閉鎖してくださいと呼びかけがありました。一番想像したのは、家庭で果たして預かってくれるのかどうか、預かれるのか、非常に危</p>

	<p> 惧しております。ただ、あのおり大きく報道され、テレビでも放映されましたので、次の日の金曜日のうちには一応方針を定めて、各家庭にお知らせしなければなりませんでした。急遽、午前中、臨時の校長会を開いて、まずは休ませるにしても、さまざまな課題を与えて休ませないと、やることがなくなりますから、どのくらい猶予があればいいかを相談した結果、3日くらいは欲しいということもあって、3日間休むことを少し延ばしました。その間、学校ではそれ以後の指導についていろいろ指導してくれたわけですが、その中には課題を持たせたり、それから家庭においてはどのような体制で自宅待機をするかを相談する期間、土・日・月・火・水当たりで相談できるはずですからということでのような流れになったわけです。当初は、学校を使うことは考えてはいませんでした。後日、文部科学省から学校を使ってもいいのではないかというような話も出てきております。実際のそういう通知もあっておりますので。このような決定を下すときにはいろいろなお話も私のところにきております。そこまでやる必要はないのではないかと、いややっぱり大変なことだからやらなきゃだめだと、いろいろな会話の中で1つだけ言えることは、根拠のある話がなかなかできない、どの程度この地域に蔓延しているのか、そういうきちっとしたデータをもとにした話の話し合いがなかなかできなかった。であれば、上から流れてくることについて、私としては覆して、やっぱり学校をそのままやるという判断はなかなかできないということで、このような形になりました。 </p> <p> これ以後のことですけれども、文部科学省からの通知も受けながら、議会開会中でありますが来週の火曜日とそして来週の金曜日にまた臨時の校長会を開いて、学校でとり得る対策がないものかどうかをこれから相談をしていくことになっております。 </p> <p> 一番の考える基本は、濃厚接触をいかに低減していくかということを考えて、今まで学校で生活していた子供たちが児童館あるいは放課後教室、放課後クラブに行きますので、多くの子供たちがより濃厚接触が心配される状況もありますので、それがもしあれば、どのような形で低減していくかということを校長たちと相談していきたいと思っております。きょうの私のほうに入った情報によりますと、クラブと教室のほうはいつも行っている人数よりは少ないということで、今も指導主事が2人いますから町内回っ </p>
--	---

<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p> <p>社会教育・体育課長 (松山公士君)</p>	<p>てどういう形で生活しているのかをいろいろ把握した上で、火曜日にまた臨時の校長会を開いていきたいと思っております。その中には、例えば学校を使ってやれるかどうかも含めて、あるいはやる必要があるのかも含めて考えていきたいなと思っておりますが、現時点ではなかなか結論を出した答えはできません。また、火曜日なりまた報告があるかもしれません、そういうことでよろしくお願いたします。</p> <p>以上です。</p> <p>よろしいですか。社会教育・体育課長。</p> <p>平野議員の1点目のご質問で、当課のほうは5番目と6番目、放課後子ども教室を担当しております、文部科学省の事業ですが、新規登録できるかというお話ですが、保護者にご案内している、13ページの、例えば甲洋なかよし教室の部分の下のほうに、新規で教室を希望される方は下記へご相談くださいということで、新規の登録を認めております。ただし、こちらにも書いてあるとおり、ご家族が家にいる家庭は教室の利用をご遠慮くださるようお願いいたしますということで、あくまでも家にご家族がいない場合にきていただく、その受け皿になるということでご理解して、ご案内しております。</p> <p>あと、教育長からの話もありましたが、本日9時の時点で甲洋のなかよし教室については、いつもですと平均60人くらい来ているところが15人という形で大変少ない状況であります。百小ののびのび教室については、通常14人から15人来ているんですが本日は7人ということで、聞くところによると、会社勤めされているお母さま方が、女性の方が会社が休みに、会社で配慮して休みをとらせるようにしているとかということも、今週いっぱいですね、そういう話も聞いておりますので、会社でそういった配慮をしてくれているところもあって、家で面倒を見れる、あるいは祖父母宅に預けるといったことで自分たちでまず外出しないような取り組みをなさっているゆえに、今現状としては少ないのかなと認識しております。</p> <p>以上です。</p>
-----------	---	---

<p>質疑</p>	<p>檜山副議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>よろしいですか。再質問、平野議員。</p> <p>対応については、それぞれ所管課で違いがあるなという感じを受けましたけれども、やはり一番感染される心配を、高齢者がされるわけですが、そういうの対策が非常に、ちょっと不明確だなという思いがあります。もっと、子供たちについてはいろいろな意味で全国的に見ても拡大がされていない、そういう中で、濃厚接触があるというのは、この前のテレビなんか見ますと、トイレットペーパーとかマスクが、ある販売店に行って高齢者の人方がもう濃厚接触なんてもんじゃなくて我先にとということで競って買っているわけで、ああいうのが、そういうところでは許されるんですよね、あの販売店とかでも。私は、もっとそういうのをちゃんと規制してやるべきじゃないかという思いもあるんですけども。そういうのも、多分町のほうでもしている情報があったら、ちゃんとそれなりに、いつごろまでにこういう形で提供できます、そういう体制ができますというのものも、情報提供すべきじゃないですか。家にいるというのも、逆にああいう特定のショッピングセンターとかそういうところに行って、朝から並んでそういう行動が見られるということは、やはり行政側もちゃんとして指導をしないとだめだと私は思いますよ。</p> <p>それから、特に今の児童、生徒の部分については、我々のような団塊世代がいて受け皿があって、何日かは多分児童クラブにも行かなくてもいいという形になっていると思うんですよ。これを、我々の年代だって、2日も3日も同じメンバーで子供、孫と接していればストレスが出てきますよ。やっぱりそういうものも予測しながら対応してほしいし、子供だっているいろいろな、スポーツ少年団とかそういうのをやっている子供は体を余すんですよ。そういうふうなものも過ごし方、対応の仕方、そういうものもちゃんと教育委員会で、走ればだめだとか、ただ座っていればいいのか、そういうものもちゃんと指示、出すべきじゃないですか。子供については、この辺まで大丈夫ですよとか。だって、遊ぶことだって、あれ見れば2メートル以上接触しないようにとかって言うんだけど、だったらこの児童クラブだのそういうのは、2メートルなんてもんじゃないでしょう。定義から言ったら。その辺も、どう対応するか、もうちょっと目に見える形で説明を</p>
-----------	------------------------------------	--

答弁	<p>檜山副議長</p> <p>環境保健課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>して、町民にも知らしめていただきたいと思います。</p> <p>この2点。</p> <p>環境保健課長。</p> <p>まずは、マスク、トイレットペーパー等を買うために行列ができていたというような状況について、町としても指導すべきではないかということのご指摘だったのかなと思っております。まず、マスクに関しましては、政府から生産者に対しまして月6億枚を製造できるようにということで増産のお願いをしているということでもありますので、そのうち流通してくるのではないかなと思っております。また、トイレットペーパーについては、そもそもがデマでありまして、十分に供給できる体制があるということでありまして、我先にということで購入に行かないようにというようなことはマスコミ等で報道されているところであります。これについて、町で規制なりをすべきではないかということのご指摘でございましたが、なかなか町民の方々が物が不足しているということで購入したいということに対して、買うのをやめましょうということなかなか言えないのではないかなと思っております。行動を制限するには、やはりそれなりの法律なりがなければ町でも対応できないということがございますので、マスコミ等の情報を入手した上で、正しい情報を判断した上で行動をしていただきたいなと思っております。</p> <p>また、町としても、地方自治体でございますので、町民の方よりも情報が多いのではないかとされているかもしれませんが、私どももこの刻一刻と情報が変わっていつている、対策が変わっていつている状況につきましてはむしろテレビとか新聞などの報道のほうが早い場合もございます、そういう点ではなかなか先手を打ってやるということが難しいかなということは認識をしております。</p> <p>以上で、よろしかったでしょうか。以上です。</p>
答弁	<p>檜山副議長</p> <p>介護福祉課長</p>	<p>介護福祉課長。</p> <p>高齢者の対応について、不明確ということで、少しお答えをし</p>

答弁	(田中淳也君)	<p>たいと思います。</p> <p>介護福祉課では、まず事業を利用している方、例えば介護予防教室、それから100歳体操など事業を利用している方がおります。それから、老人福祉センターのびのび館の風呂を利用している方、そういった方々には個別に周知をしているところであります。あと、介護施設を利用している方に関しましては、介護施設のほうで感染対策マニュアル等がありますので、それに基づいて対策をしているものと確認をしております。それ以外の、高齢者全てに周知するというのは、ちょっと先ほど環境保健課長もお話ししましたが難しい問題がありますので、今後そういったことに関しては検討したいと思います。</p> <p>以上です。</p>
	檜山副議長	教育長。
	教育委員会教育長 (松林義一君)	<p>お答えをいたします。</p> <p>もう少し明確にというお話もありましたけれども、正直に申し上げます、なかなか難しいです。国から流れてくる通知は、禁止事項が流れてきます。あれをやってはだめだ、これをやってはだめだと。それをもとに、各学校へどういう指導をしていけばいいかというのはなかなか難しい。第一に、自宅待機を基本に据えた通知であります。濃厚接触を避けるようにという通知でありますので、なるだけ分散をするような体制をとってくださいということで。家庭でどうしても見れない場合は、今やっているような児童教室、児童クラブ、あるいは児童館で、延長して見ていきたいと思いますという流れでありますので。あるところの児童クラブのところでは、現に担当者から小学校の体育館を使いたいというような申し入れもあっていたりします。ですから、それは当然認める方向でいくことになると思います。そういうことで、いろいろな担当者とやりとりしながら、少しでも感染の拡大を防ぐ対策で考えていきたいとは思っております。なかなか議員の望むような答弁はなかなか難しいところが今ありますので、それにしてもいろいろなところと相談をしながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。</p>

<p>質疑</p>	<p>檜山副議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	<p>14番、松林議員。</p> <p>28日に臨時校長会を開いたそうであります。その晩に、古間木山地域で、地域で何ができるのかということで、町内会長、老人クラブの会長、子供会の会長等々十五、六人集まっていろいろ話し合いをしました。木ノ下小学校の校長先生にも来てもらいました。校長先生は、1カ月に及ぶ臨時休校、憤慨しておりました。そして、小学生が道路を歩いていたら、学校に通報してくださいという話であります。親子で買い物に行くときは、それは認めますよという話でした。今、平野議員もおっしゃっておりました。春休みも含めますと1カ月であります。最初は、それはお孫さんがかわいいおじいちゃんおばあちゃんいっぱいいるでしょう。1週間くらいは、私は続くと思います。みらい館、聞いてみましたら、登録者数330名いるそうであります。小学校が休校しなさい、そうしてみらい館に、児童館に行きなさい、濃厚接触は1メートル以上離れて学童保育をしなさい、私は極めて厳しい措置だと思います。私は校長先生に言いました。家の中で1カ月黙っていただけますかと。だとすれば、きょうは小学校1年生学校に来なさいと、大いに汗を流しなさいと、運動しましょうと。そして今日は小学校2年生、そういうふうな方法、考えられませんか、校長先生に言いました。校長先生はうなずいてはおりましたけれども、明確なお答えはしませんでしたけれども、教育長、そういう考えは全く考えられませんか。1カ月間、家の中に閉じ込めておくのかどうか。心のケアも私は心配されると思います。ですから、国が申したとおりやるのはベターかもしれませんが、感染しないためには、そういう方法もあるかもしれませんが、果たして、みらい館とか児童館に密集させて、逆に私は感染する確率が高くなってくるような気がします。その点どのように考えているのか。</p> <p>そして、今、向山児童館休館しております。向山児童館の活用は全く考えないのかどうか、その点お伺いしたいと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p> <p>教育委員会教育長</p>	<p>教育長。</p> <p>お答えをいたします。</p>

<p>答弁</p>	<p>(松林義一君)</p>	<p>繰り返しになるかもしれませんが、私もびっくりしました、休みなさいということを知って。濃厚接触を避けるために学校を閉鎖と。その子供たちの行き場所は当然児童館だったりするわけですので、児童館も登録メンバーは300を超えています。ふだんも百何名行っていると聞いていますので、学校よりも狭いところにそういう子供たちが集まるということは、当然濃厚接触の危険性は高まるということは十分私も承知をしております。だからといって、例えばきょうは1年生、あしたは2年生というふうに学年を変えて少人数、少人数といっても木ノ下小学校の場合には100人を超える、ほとんどの学年100人を超えていますので、その集団を学校の中に入れることが果たしていいのかどうかというのはちょっと私も心配をしております。ですから、先ほどの話でも触れましたけれども、上のほうから指示が流れてきますが、それを覆してさまざまなことをやるにしても地域の実態、感染の状況がよくわからないのが正直なところですから、果たしてそういう体制でやっていいかどうかとも判断が難しいなと思っております。ですから、今の時点で答えられるのは、そういう体制でやっていくということはなかなか難しいというしか答えはできません。が、先ほどもお話ししたように、来週のまた火曜日に集まって、校長先生たちとの意見交換をし、いろいろな知恵を出しあって、何かいい形で、よりいい形に何かできないものかということ、意見交換をしていきたいと思っておりました。正直に申し上げて、非常に苦しいです、非常に厳しいです、対応が。それは、学校も児童館も家庭もそうだと思います。どこを取り上げても非常に苦しいというのが正直なところであります。向山児童館のほうについては、また別なところでお話をするかと思っております。よろしくお願いたします。</p>
	<p>檜山副議長 町民課長 (澤頭則光君)</p>	<p>町民課長。</p> <p>ただいま、松林議員の向山児童館について活用できないかというご意見がありましたが、今現在、きょうのみらい館の、児童館に行っている子供たちの状況です。いつもであれば100人台で、登録者数が330程度あります、おっしゃるとおりになっております。いつもどおり平常利用している方というのが大体10</p>

		<p>0人台で推移していると。多かったり少なかったりはするようですけれども、このくらいで推移しております。きょう、みらい館のほうで朝一番で、直営のほうだけどれくらい人数が来ているかというのを確認したところ、67名の児童が来館しているということになっております。一応、社体課長からもお話がありましたが、児童クラブについても原則で感染拡大の予防のために、自宅で見れる保護者等がいる場合は、そちらのほうで面等見てくださといった案内を出しているところなので、まずそういうことでご自宅での協力が得られているのかなということにはなっております。そういうことからすると、ちょっと今、向山児童館を開放するというのは、今のところ考えなくてもいいのかなと思っております。ただ、諸事情、どういうふうに展開するかというのは私も、教育長の答弁どおりわからないというのはあると思います。なので、今、向山児童館についてはそういうご意見がありましたので、諸事情を考えて教育委員会とも話し合いながら、向山児童館の使用方法についてはちょっと頭に入れて進めていきたいと思っております。</p> <p>以上になります。</p>
質疑	<p>檜山副議長</p>	<p>松林議員。</p>
	<p>14番 (松林義光君)</p>	<p>私から言わなくても、当然教育委員会でも承知していると思います。今、町民課長も、社会教育課長ですか、きょうは子供が少ないと言いました。それをそのままのみにすることは、私はないと思います。たまたまきょうから始まったから、会社が休みをあげたり、おじいちゃんおばあちゃんが一緒に家庭にいて世話するかもしれません。1カ月間、私は続くとは思っていません。その点、十分に考慮して行政を進めてください。答弁はいいです。終わります。</p>
	<p>檜山副議長 (議員席)</p>	<p>そのほか、質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>檜山副議長</p>	<p>なしと認め、本件に対する質疑を終わります。</p> <p>これで、行政報告を終わります。</p>

日程終了の告知	檜山副議長	これで、本日の日程は全て終了いたしました。 これで、本日の会議を閉じます。
次回日程の報告	檜山副議長	議員各位に配付しています「会期及び審議予定表」のとおり、9日月曜日は午前10時から本会議を開き、一般質問を行います。
散会宣告	檜山副議長	本日は、これで散会いたします。 (散会時刻 午後 0時33分)
	事務局長 (小向正志君)	修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。